

所得税確定申告・町道民税申告のご案内

令和7年分の所得税および住民税の申告を、下記のとおり受け付けます。

（ ○受付期間 2月16日（月）～3月16日（月）
 9時00分～16時00分 ※土、日、祝日を除く
 ○受付会場 役場1階 調理実習室／岩見沢税務署（所得税申告のみ） ）

■所得税申告が必要な方（所得税の納税が必要な方のうち、以下の条件に当てはまる方）

- ・主たる所得（給与所得、公的年金所得など）以外に20万円を超える所得のある方
 - ・個人で農業や商店、飲食店などの事業を行っている方
 - ・不動産（土地、家屋）の貸し付けまたは売買で収入を得た方 など
- ※これら以外であっても確定申告が必要な場合や、申告をした方が有利な場合があります。

■町道民税申告が必要な方

- ・令和8年1月1日現在、町内に在住で、令和7年中に収入のあった方
- ※令和7年中の収入がなくても、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。
- ※所得税確定申告書を提出した方は、改めて町道民税申告をする必要はありません。

■申告に必要なもの

- ・収入に関する書類～源泉徴収票、報酬の支払調書 など
 - ・控除に関する書類～国民年金保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書（人ごと、医療機関ごとに集計したもの）など
 - ・本人確認とマイナンバーの確認ができる書類
 - マイナンバーカードをお持ちの方～マイナンバーカードのみ
 - マイナンバーカードをお持ちでない方～①運転免許証、公的医療保険の資格確認書 など
 ②マイナンバーの記載がある住民票の写し など
 - ・申告者名義の通帳（還付申告者のみ）
 - マイナンバーカードをお持ちの方で、公金受取口座の登録をされている方はその口座を利用することも可能です。
- ※書類不備等により、マイナンバーの確認または本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。公金受取口座の登録の有無については、マイナポータルから必ず確認してください。

■所得税の確定申告はe-Tax（イータックス）がおすすめです！

- ・e-Tax（イータックス）とは

国税庁が提供する国税電子申告・納税システムです。

国税庁のホームページで公開されている「確定申告書作成コーナー」を利用すると、申告会場に出向くことなく、ご自宅等で申告書を作成しインターネットを通じて送信、または作成した申告書を印刷し税務署へ直接郵送することができます。

パソコンをお持ちでない方もスマートフォンから申告書の作成ができます。

URL : <https://www.keisan.nta.go.jp>



(e-Tax)

〔e-Taxを利用するメリット〕

- ・24時間いつでも提出でき、会場で待つ必要がありません。
- ・一部の添付書類を省略することができます。
- ・所得税の還付を通常よりも早く受け取ることができます。
 (還付までの期間：通常約6週間→e-Tax約3週間)

申告の予約・ご相談 住民課税務係 電話：0125-68-2112

令和8年度から町税の納め方が変わります

国が推進する行政サービスのデジタル化に対応するため、浦臼町では5月から「集合主税方式」（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税目を合わせて納付する方式）から「単税徴収方式」（それぞれの税目ごとに納付する方式）に変わります。

○これからの納付月と納付回数について

住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の納付月と納付回数は、以下のとおりとなります。

税目	回数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
住民税	4回		1期		2期		3期		4期
固定資産税	4回	1期		2期		3期		4期	
軽自動車税	1回	1期							
国民健康保険税	6回			1期	2期	3期	4期	5期	6期

※今回の変更によって納付月と納付回数が変更されますが、年間の合計税額に変更はありません。また、年金や給与から直接徴収されている方の変更はありません。

！軽自動車税の納税通知書・車検用納税証明書について

今回の変更により、口座振替を利用していない方の軽自動車税の納税通知書は車両ごとに1通ずつ発行となります。また車検が必要な車両の場合、納税通知書の一部が車検用の納税証明書になりますので、大切に保管してください。

○口座振替について

今まででは住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税をまとめて口座登録を行い振替を行っていましたが、令和8年度からは税目ごとに口座を分けて登録することが可能になります。

【現在すでに口座振替を利用されている方】

現在、口座振替を利用している方で、今後も同じ口座により振替をされる方は、改めて手続きは不要です。ただし税目ごとに口座を分ける場合には別途手続きが必要となります。

【口座振替による納付】

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書
- ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付に行く手間もなく

納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です

【納付書による納付】

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫
- ・ピンネ農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行
- ・浦臼町役場出納

【QRコードによる納付】

令和8年度から納付書にQRコードが記載されます。ご自身のスマートフォンやパソコンで読み取り、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォンの決済アプリ、対象の金融機関窓口などでお支払いが出来るようになります。

※支払方法によって、手数料などが発生する場合があります。

※利用方法や金融機関、決済アプリの情報など詳しくは、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

地方税お支払サイト (<https://www.payment.elta.go.jp>)



(地方税お支払いサイト)

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112